さいたま市告示第６５３号

さいたま市立三橋中学校改築工事に伴う仮設校舎賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和８年４月７日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　競争入札に付する事項

⑴　件名

さいたま市立三橋中学校改築工事に伴う仮設校舎賃貸借

⑵　履行場所

さいたま市大宮区三橋１丁目１３００番地

⑶　業務概要

仕様書のとおり

⑶　履行期間

契約締結の日から令和１３年３月３１日まで

⑸　入札参加形態

単体企業とする

２　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　本入札の告示日において、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事等）（以下「名簿」という。）に業種「建築工事業」の等級区分がＳ級で登載され、かつ、本市内に本店、支店又は営業所を有している者であること。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成１３年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

⑷　開札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

⑸　開札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りではない。

⑹　法人の登記において、不動産の取引、不動産の賃貸借又は土地建物の賃貸借を業務とする記載があること。

⑺　工事に対応する建設業法（昭和２４年法律第１００号）の許可業種に係る技術者の資格を有す

る者を同法第２６条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に３箇月以上の雇用関係にある者であること。

⑻　平成２８年度以降、学校施設において、延べ面積３，０００㎡以上の賃貸借契約における校舎施工の実績があること。

3　仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、仕様書等を交付するものとする。

⑴　交付場所

ア　さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課
担当　整備係　電話　０４８（８２９）１６４２

イ　さいたま市ホームページからダウンロード
https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/005/p129713.html

⑵　交付期間

告示の日から令和８年４月２０日（月）まで（３⑴アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時まで）

⑶　交付費用

無償

4　一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

ア　一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　仕様書等に定める書類

⑵　受付期間

３⑵に同じ

⑶　受付場所

３⑴アに同じ

⑷　提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

5　一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

⑴　交付場所

３⑴アに同じ

⑵　交付日時

令和８年４月２４日（金）午前９時から午後４時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

⑶　その他

郵送希望者については、４の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6　仕様書等に関する質問及び回答

⑴　仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

ア　提出先

３⑴アに同じ

イ　受付期間

３⑵に同じ

ウ　提出方法

４⑷に同じ

⑵　質問に対する回答

ア　公表場所

３⑴アに同じ

イ　公表日時

５⑵に同じ

7　入札手続等

⑴　入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。また、代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

⑶　入札の日時及び場所

ア　日時

令和８年５月１日（金）午前１０時００分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所西会議棟第６会議室

⑷　入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑸　開札の日時及び場所

ア　日時

令和８年５月１日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

７⑶イに同じ

⑹　入札回数

ア　再度入札は、１回までとする。

イ　初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

⑺　入札の辞退

一般競争入札参加資格確認結果通知書を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

⑻　落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑼　入札の無効

さいたま市契約規則第１３条に該当する入札は無効とする。

⑽　その他

ア　本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ　一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

８　入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課

電話　０４８（８２９）１６４２　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８９

９　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑵　契約書作成の要否

要

１０　その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html